

# 一般社団法人入間市シルバー人材センター職群班規程

## (設 置)

第1条 一般社団法人入間市シルバー人材センター（以下「センター」という。）に職群班を設ける。

## (目 的)

第2条 就業の機会を得た会員同志が、共働・共助を基本とした連帯意識、親睦等を通じて支えあい、互いの安全作業と健康維持に留意しながら、個々の能力の研鑽と積極的な協力をすることにより、自主・自立のできる職群班の形成を目的とする。

## (組 織)

第3条 公共の受託業務は、業務委託別に職群班を編成する。

2. その他は、企業別、地域別、並びに職能別等に職群班を編成する。

## (職群班長の選任)

第4条 第2条の目的遂行のため、必要に応じ職群班長を置く。

2. 職群班長は職群班の会員の互選により選出し、理事長が委嘱する。

## (職群副班長の選任)

第5条 第2条の目的遂行のため、必要に応じ1人又は複数の職群副班長を置くことが出来る。

2. 職群副班長は職群班長の推薦を得て、理事長が委嘱する。

## (職群班長、職群副班長の任期)

第6条 職群班長、職群副班長の任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。

## (職群班長、職群副班長の所掌事項)

第7条 職群班長並びに職群副班長の所掌事項は次のとおりとする。

### (1)職群班長

- ① センターとの連絡を密にし、作業計画等を定め、班員に徹底する。
- ② 班員の連帯意識と親睦を図り、安全と適性作業の遂行を図る。
- ③ 班員の就業時間を把握し、ワークシェアリング、ローテーション就業等

で、負荷の軽減並びにセンター会員の就業率の向上に配慮する。

- ④ 職群班内で発生した問題や就業上などの課題等については、センターに報告、相談をする。
- ⑤ 職群班全体の育成に努め、班員の増強を図る。
- ⑥ その他、職群班にとり必要な事項を行う。

## (2)職群副班長

- ① 職群副班長は、職群班長を補佐し、職群班長に事故あるとき、又は欠けたときは、その所掌事項を代行する。
- ② その他、職群班にとり必要な事項を行う。

## (職群班の育成)

第8条 理事会は、第2条の目的遂行のため、職群班の発展向上に努める。

## (規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

## 附 則

この規程は、平成19年1月25日から施行する。

## 参考表記

※この規程は、平成21年4月1日に見直しを実施した。